

## 法人税申告書の別表四、五（一）について ～ 実務家のための申告調整実務 ～

法人税の課税標準となる所得金額については、法人の決算書の利益金額を基に計算するとされています。

でも、どうしてそういった計算が必要になるのでしょうか。

それは、決算書の利益金額は企業会計の損益計算により「利益＝収益－費用」の算式で行いますが、法人税の課税標準である所得金額は「所得＝益金－損金」の算式によります。

しかし、この収益と益金、費用と損金は、ほぼ同一の概念といえますが全く同じものではありません。

そこで、法人税の申告に当たり、利益金額に所定の金額を加算したり減算したりして所得金額を算出する手続きが必要になる、というわけです。

そして、この「加算」「減算」を行う調整手続きが、一般に「申告調整」と呼ばれるものです。

では、具体的に、どのような項目をどういった手順で行うのでしょうか。

この点につき、様々な事例を挙げ説明します。

なお、近年、貸借対照表の資本の部に関して税務と会計とで食い違いが目立ってきています。別表四の所得計算には影響しないことも多いものの、有償減資や自己株式の取得等を通じて別表五(一)の資本金等と利益積立金等との間の申告調整についても解説します。

**※ 上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。**

税理士 <sup>みやした</sup>宮下 <sup>ひろゆき</sup>裕行 氏

中央大学法学部卒業後、東京国税局調査部、国税広報室、資料調査課等の勤務を経て、現在、税理士。東京地方税理士会税法研究所研究員（法人税担当）。著書に「新時代の法人税調査の着眼点」「最新法人税調査の傾向と対策」「その時どうする？実務家のための法人税」「最新時代の法人税調査の着眼点」「法人税調査の着眼点＋経営へのヒント」（以上、大蔵財務協会）、「法人税基本通達の疑問点(五訂版)」（執筆協力）「法人税調査の類型と実務対応」（以上、ぎょうせい）等がある。その他「国税速報」「週刊税のしるべ」（以上、大蔵財務協会）、「月刊税理」「旬刊速報税理」（以上、ぎょうせい）等にも執筆。

### ＝ 開催要領 ＝

1. 日 時 平成29年3月23日（木）13時30分～16時30分（受付開始13時00分）
2. 会 場 税理士会館8階会議室（下記案内図参照）
3. 定 員・受講料 150名（先着順）・1名 6,000円
4. お申込方法 下記振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付け、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。  
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。  
※キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合（電話：045-243-0551 FAX：045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>）

**※研修受講管理システム導入のため、地方会会員の方は電子証明書(コピー可)をご持参ください。**

組合ニュース1月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局（TEL045-243-0551）宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。